

# 特定非営利活動法人ハーバリスト倶楽部会員規則

## (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ハーバリスト倶楽部（以下法人）定款第6条の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の構成)

第2条 この法人の会員は、次の2種の会員から構成している。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、年1回の総会に出席し、会の意思決定に参加
- (2) 賛助・協賛会員 この法人の目的に賛同し賛助・協賛するために入会した個人及び団体で、総会の議決に参加不要

## (正会員)

第3条 下記の者は、正会員となる資格を有するものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会に入会を希望した個人。
2. 前項に該当する者は、本会事務局に正会員としての入会申込書を提出し、別途定める入会金及び年会費を納入した場合、正会員となる。
3. 会員となった者には、本会の正会員の証が授けられる。

## (賛助・協賛会員)

第4条 下記の者は、賛助・協賛会員となる資格を有するものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、賛助・協賛するために本会に入会を希望した個人及び団体。
2. 前項に該当する者は、本会事務局に賛助・協賛会員としての入会申込書を提出し、別途定める入会金及び年会費を納入した場合、賛助・協賛会員となる。
3. 会員となった者には、本会の賛助・協賛会員の証が授けられる。

## (入会日)

第5条 入会日は、入会の申込みがされた月の最初の日とする。

## (入会手続)

第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、入会金及び年会費を指定日までに納入しなければならない。

## (会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
2. 会員資格を喪失した者は、会員の証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。

## (退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 退会する者は、会員である証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。
3. 退会する者は、退会時において未納年会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
4. 年度途中で退会を希望する者で、すでに当該年度の年会費の納入が完了している場合、退会者は当該年度の年会費の返還請求をすることができない。

## (会員資格の喪失日)

第9条 定款第9条の会員資格の喪失の時期は、退会届を本会事務局が受理した日とし、理事会の承認を得て確定

する。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
3. 除名された者は、会員の証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。

(入会金)

第11条 入会金は、入会金及び年会費規則の定めるところによる。

(年会費)

第12条 年会費は、入会金及び年会費規則の定めるところによる。

(入会金及び年会費の納入)

第13条 入会は、入会金及び当該年度の年会費を入会時に納入するものとする。

2. 年会費は毎年4月から翌年3月までの年度会費を毎年3月31日までに一括納入するものとする。
3. 入会初年度の年会費は入会の月から起算した月割計算による額を納入しなければならない。
4. 退会を希望する者は、退会時において未納年会費がある場合は、すみやかに納入するものとする。
5. 年度の途中で会員の資格を喪失した場合、既納の年会費は返還しないものとする。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した入会金、年会費、その他の抛出金品は返還されない。

附則

この規則は、2012年9月1日から施行する。

## 入会金及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人ハーバリスト倶楽部定款第8条の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(金額の決定)

第2条 入会金及び会費は総会にて決定する。

(入会金)

第3条 入会金は次の各号の金額とする。

- (1) 正会員(個人) 0円
- (2) 賛助・協賛会員(個人・団体) 10,000円

(年会費)

第4条 年会費は、毎年4月から翌年3月までを年会費として次の各号の金額とする。

- (1) 正会員(個人) 8,400円 中途入会の場合は月割りとする。
  - (2) 賛助・協賛会員(個人・団体) 1口12,000円(1口以上)
2. 初年度正会員年会費は、年会費を12で割った月額金額(700円)を入会月から3月までの月数分の合計金額とする。

(納入確認)

第5条 入会を希望した者は入会申込書の受理ならびに入会金及び年会費の納入が確認された後に、入会資格を

得る。

(年会費の納入日)

第6条 年会費としての年会費の納入日は次の各号とする。

(1) 個人会員 毎年3月31日まで

(2) 賛助・協賛会員 毎年3月31日まで

2. 前項の納入日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。

(入会金ならびに年会費の納入方法)

第7条 入会金と初年度の年会費は振り込み及び直接事務局へ現金納入とする。

(抛出金品の不返還)

第8条 既に納入した入会金、年会費、その他の抛出金品は返還されない。

附 則

この規則は、2012年9月1日から施行する。